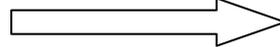


食品衛生管理者資格取得支援事業

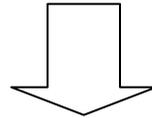
乳製品の製造又は加工を行う営業者

指定添加物の製造又は加工を行う営業者

食肉製品、魚肉ハム、マーガリン等の製造又は加工を行う営業者



施設ごとに、専任の食品衛生管理者を配置。

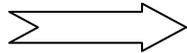


営業者の施設における自主的な食の安全の確保

食品衛生管理者の資格を取得するためには、登録養成施設、登録講習会等の課程を修了することが必要。

○ 都道府県等において、

- ・ 食品衛生管理者の資格を取得するために既存の登録養成施設又は登録講習会の課程を受講する離職者等に対し、受講料に相当する助成金を交付。
- ・ 自ら、又は第三者に委託して新規の登録講習会を開催。



(参考)食品衛生管理者の資格要件

○ 食品衛生法(昭和22年法律233号)第48条第6項

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師

二 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者

三 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第一項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者